

和歌山県犯罪被害者等支援条例

(平成31年4月1日施行)

犯罪等に巻き込まれ苦しんでいる犯罪被害者やその家族、遺族の方々が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県・県民・事業者及び犯罪被害者等支援団体が連携し、県民みんなで犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、和歌山県犯罪被害者等支援条例を制定しました。

* 犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族をいいます。

犯罪被害者等が抱える問題

犯罪被害者等は、かけがえのない生命や健康、財産を奪われるといった被害に加え、時には周囲から配慮にかけた対応による精神的被害を受けたり、名誉感情を傷つけられることも少なくありません。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

①心身の不調

- ・感情と感覚のマヒ
- ・恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- ・事件に関することが頭の中によみがえる
- ・不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏



②生活上の問題

- ・自宅が事件現場となり、再被害が怖い、住むことができない
- ・入院・通院などによる欠勤や、仕事ができなくなり収入が途絶える
- ・治療や裁判等に費やす時間や費用がかさむ



③周囲の人の言動による傷つき

- ・配慮に欠けるマスコミの取材や報道
- ・周囲の人々からの中傷や興味本位の質問、心無い噂話や犯罪被害者の心情に沿わない安易な励まし、慰め

④捜査、裁判などに伴う様々な負担

- ・様々な手続きのため、複数の機関で事件について何度も説明を求められる
- ・法廷へ出廷するなど慣れない環境に置かれることへの精神的負担

犯罪被害者等支援の必要性

(1) 決して他人事ではありません(犯罪被害を受ける可能性は、誰にでもあります)

犯罪被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることとなります。一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解することが大切です。



(2) 周囲の人たちの理解と配慮が大切

周囲の人たちの言動により、犯罪被害者等は心が楽になったり落ち込んだりします。心ない噂話はもちろんのこと、周囲の人にとって励めや励ましのつもり言葉(「頑張って」「早く忘れなさい」「運が悪かった」など)も、励まされる犯罪被害者等もいる一方で、逆に傷ついてしまう犯罪被害者等もいます。

犯罪被害者等に接する時は、置かれている状況や心情を理解し、その人の気持ちに寄り添って、配慮するようにしましょう。

犯罪被害者等を様々な施策で支えています

①相談及び情報の提供

犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士との相談費用を負担します。詳しくは県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/d00201159.html>



👉裏面もご覧ください

②生活資金の貸付け

故意の犯罪により重傷病を負った方やそのご家族、殺人事件のご遺族を対象に、医療費や不測の費用についての貸付けを行います。

故意の犯罪により重傷病を負った方やその家族	①療養期間1ヵ月以上かつ入院3日以上の場合	限度額100万円 * 貸付け対象者は犯罪被害給付金制度の申請者等
	②PTSD等の精神疾患で、療養期間1ヵ月以上かつ3日以上就労不能の場合	
殺人事件のご遺族		



* 犯罪被害給付制度: 重傷病または障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方や、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給するもの。

③居住の安定

従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居について特別な配慮等を行います。



④安全の確保

再被害を防止し、安全を確保するため、一時保護、防犯に係る指導及び助言を行います。

⑤広報及び啓発

一人でも多くの県民に、犯罪被害者等の置かれた状況や心情について理解を深め、更なる被害を防止するため、啓発を行います。

主な相談窓口

犯罪被害者支援

公益社団法人 紀の国被害者支援センター

☎ 073-427-1000

相談日=月~金曜 10:00~16:00

土曜 13:00~16:00

性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」

☎ 073-444-0099(オーエンキューキュー)

相談日=【電話】9:00~22:00(受付は21:30まで)

【面接】月~金曜 9:00~17:45(要予約)

* 緊急医療(避妊等)に関するものは、毎日 9:00~22:00

交通事故・県民相談

和歌山県県民相談室

【交通事故相談】

☎ 073-441-2359

【県民相談】

☎ 073-441-2356

相談日=月~金曜 9:00~17:30

警察

県警察本部警察相談課

☎ 073-432-0110

#9110(プッシュ回線・携帯電話等)

* 緊急を要する場合は110番(24時間対応)

和歌山県 環境生活部 県民生活課 電話: 073-441-2350

FAX: 073-433-1771